

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|--|-------|--|--|----------------------|
| A201300402 2013-1534 2013/08/23 (事故発生地) 福島県 | 電気冷蔵庫 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は約10年前から軒下で使用されており、背面は庭側に面していた。○当該製品の背面下部から上方に向けて焼損が認められた。○背面下部の圧縮機冷却用ファンモーター周辺の焼損が著しく、付近のコネクター部に繋がるリード線が断線し溶融痕が認められた。●当該製品背面下部のコネクター部に雨水等がかかり、リード線間でトラッキング現象が生じて出火したものと推定される。取扱説明書には、「漏電や故障の原因になるため水をかけない」、「電気絶縁が悪くなったりさびる恐れがあるため熱気や湿気の少ないところに据え付ける」旨、記載されている。 (E3) | (受付:2013/09/05) |
| A201300471 2013-1667 2013/09/26 (事故発生地) 鳥取県 | 電気ケトル | 事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者が事故発生以前に当該製品を分解及び再組立てしたことがあった。○当該製品は本体底部の発熱体部が焼損しており、ヒーター線が一部露出していた。○当該製品の過熱防止装置を作動させるための部品が欠落していた。○当該製品に使用されているネジに工具で着脱を行った痕跡や、本来は当該製品に使用されていないネジが取り付けられていた。●当該製品を分解及び再組立てした際、過熱防止装置に使用されている部品を取り付けなかったため、空だき時に過熱防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E4) | (受付:2013/10/11) |
| A201300481 2013-1631 2013/08/01 (事故発生地) 奈良県 | 換気扇 | 当該製品を分解して清掃中、当該製品のスプリングが左目に当たり、負傷した。 (重傷) | ○使用者(24才、男性)が当該製品を分解清掃後、元に戻す段階でパネルを取り付けるスプリングを引っ張ったところフックが取付部から外れ、左目を負傷した。○当該製品のケーシングが90度ずれて取り付けられていたが、パネルやケーシング、樹脂製のスプリング取付部に破損等の異常は認められなかった。○外れたスプリングは、フックの先端がわずかに広がっていた程度で、強度にも異常は認められなかった。○同等品によるスプリングの引き抜き実験により、当該スプリングが取付部から容易に抜けないことを確認した。○同等品による事故状況を再現した結果、ケーシングが90度ずれていてもパネルの取り付けは可能であることを確認した。●当該製品は、各部において破損等の異常はなく、事故状況の詳細は不明であるが、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/10/16) |
| A201300527 2013-2150 2013/10/27 (事故発生地) 神奈川県 | 電気温風機 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○電源コードの付け根付近の本体底面にススが付着し、量に直径約10cmの焦げが認められた。○電源コードのプロテクターに損傷が認められた。○電源コードの本体付け根部分の片方の芯線が4mm焼失しており、他方の芯線も素線の半数が断線していた。●当該製品の電源コードのプロテクター部で屈曲等の過度の過大な外力が加わったため、コード内部の芯線が断線し、スパークが生じ、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたりしない」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2013/11/07) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|--------------------|---|--|------------------|
| A201300533 2013-2187 2013/11/02 (事故発生地) 茨城県 | 電気カーペット | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災) | ○当該製品のカーペットは、畳の上に置かれた2脚の座椅子の上に広げて敷かれ、カーペットの上にはカーペットカバーと座布団を被せて保温性の高い状態で使用されていた。○当該製品は座椅子の置かれているそれぞれの位置に焼損が認められた。○当該製品のヒーター線及びセンサー線に断線は認められなかった。○当該製品のコントローラーの温度制御動作に関する部品に異常は認められなかった。●当該製品は保温性の高い状態で使用されていたため、ヒーター線が局部的に過熱し火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「保温性の高いものを長時間置かない」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2013/11/11) |
| A201300550 2013-2237 2013/11/13 (事故発生地) 大阪府 | 電気洗濯乾燥機 | 当該製品を使用中、当該製品内部(ドラム内)の洗濯物を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○外郭及び製品内部の電気部品に発火の痕跡は認められなかった。○ドラム内に残存していた洗濯物のみが焼損していた。○ファンユニットに大量の変色したオイルが付着していた。○使用者は事故発生前日に、マッサージオイルを拭き取ったタオルを当該製品で洗濯、乾燥させた。●当該製品は、製品内部の電気部品に発火の痕跡が認められないことから、洗濯物に付着していた油分が酸化熱により発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「食用油、機械油、ガソリンなどの付着した衣類は、洗濯後でも絶対に乾燥しない。油の酸化熱による、自然発火や引火のおそれがある。」旨、記載されている。また、一般社団法人日本電機工業会では「油分の付着した衣類・タオル等の布類を乾燥すると自然発火し、火災につながるおそれがある」旨、ホームページ上で注意喚起を行っている。 (E1) | (受付:2013/11/19) |
| A201300576 2013-1766 2013/08/27 (事故発生地) 奈良県 | 接続ケーブル(太陽光発電システム用) | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○屋根裏収納庫の増設時、3本のケーブルのうち、2本のケーブルを途中で切断し、カシメ接続後、接続部付近でケーブルを折り曲げ、結束バンドで束ねた状態で屋根裏収納庫の天井裏に設置されていた。○2本の接続ケーブルのカシメ接続に使用されたリングスリーブは、4個中3個が残存していたが1個は確認できず、断線していた芯線の先端に溶融痕が認められた。○残存する3箇所のカシメ部のうち、1箇所についてはカシメ部付近に素線のほつれが認められた。○残り2個のリングスリーブに接続されていた芯線は、リングスリーブ付近で断線し、先端に溶融痕が認められた。●当該製品は、住宅販売事業者の子会社が屋根裏収納庫の増築時に当該ケーブルを切断した後、再接続工事を行った際、当該ケーブルを束ねて天井裏の狭い空間に設置したため結束部位が蓄熱されて高温となった、あるいはリングスリーブが施工時のカシメ不良により過熱したことによって、被覆や絶縁のため巻かれていたビニル絶縁テープが溶融して異極間短絡を起こし出火に至ったものと推定される。 (D1) | (受付:2013/11/28) |
| A201300586 2013-2375 2013/11/17 (事故発生地) 宮城県 | 電気衣類乾燥機 | 店舗で当該製品及び当該製品内部(ドラム内)の可燃物(タオル)を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○事故当時、アロマオイルが付着したタオルを当該製品を使用して乾燥させていた。○当該製品のドラム内部が焦げており、油の焼けた臭いが残っていた。○当該製品のコントロール基板やモーター等に溶融痕等の異常は認められなかった。●当該製品でオイルが付着していたタオルを乾燥させたため、タオルに残留していたオイルが酸化熱により自然発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「油の付着した物は洗濯後でも絶対に乾燥しない。油などの酸化熱による自然発火や引火の恐れがある。」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2013/12/03) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|--|---------|---|--|------------------|
| A201300589 2013-2376 2013/11/13 (事故発生地) 神奈川県 | 水槽用ヒーター | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(20132389と同一事故) | ○夏期に使用しなくなった当該製品を水槽内から取り出し、他社製のサーモスタットのヒーター用コンセントに当該製品を接続した状態で水槽の上部照明器具の上に放置していた。○当該製品の外観に異常はなく、温度ヒューズは溶断していた。○事故同等品の空だき試験では、2分45秒で59.2℃に達し、2分50秒で温度ヒューズが溶断したが、事故品同様に外観に異常は認められなかった。○当該製品が接続されていた他社製のサーモスタットに打火に至る痕跡は認められなかった。●当該製品は、通電可能な状態で水槽の上部照明器具の上に放置されていたため、室温が低下した際、サーモスタットから当該製品に通電されて、ヒーターの表面温度が上昇し、当該製品と接触していた周囲の可燃物を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ヒーター本体が完全に水中にあること。一部でも空気中に出ていると、火災等重大事故の原因となる。」旨、サーモスタットの取扱説明書には、「夏期その他で長期間使用しない場合は電源プラグを抜く。」旨、記載されている。 | (受付:2013/12/03) |
| A201300591 2013-2180 2013/10/28 (事故発生地) 兵庫県 | 電子レンジ | 当該製品を使用中、当該製品庫内から発煙・打火する火災が発生し、当該製品を焼損した。 | ○庫内に洗濯して濡れた靴を入れ、電子レンジ加熱で乾燥させていた。○靴は、靴底面を残して焼損し、樹脂製のドア部及び操作パネルはすべて焼失し、タイマー、スイッチ類の接点部品のみ残存していた。○内部の電気部品は、全体に黒くススが付着していたが、発火の痕跡は認められず、内部配線類の接続部に異常発熱の痕跡は認められなかった。○後継機種を用いて、残っていた片方の靴を電子レンジ加熱したところ、約7分後に靴の布部から発火した。●当該製品から打火した痕跡は認められないことから、庫内で濡れた靴を乾燥させるため、電子レンジで加熱したことにより、庫内で靴が発火し、樹脂製のドアや操作パネルに延焼したものと考えられる。なお、取扱説明書には、「洗濯物を乾かすなど調理以外のことには使用しない」旨、記載されている。 | (受付:2013/12/04) |
| A201300602 2013-2445 2013/11/05 (事故発生地) 兵庫県 | 切断機 | 建築現場で当該製品を使用して作業中、手首を負傷した。 | ○使用者が長尺の資材を短く切り出す切断作業をしていた際、資材が曲がっていると思い、スイッチを切って刃を上部に上げて右手を離し、左手で修正しようとした際に左手の手首部分が刃に当たり引き込まれて左手首を切断した。○当該製品は、安全装置やその他のスイッチ等に異常は認められなかった。○当該製品には、本来砥石の回転刃を装着すべきところ、取扱説明書で禁止されている他社製のチップソー（丸鋸の刃）が取り付けられていた。○使用者は刃が惰性で回転している状態で、材料の角度を変えようとして手を刃の下に潜らせた。●当該製品に異常は確認されず、約2年前より取扱説明書で禁止されているチップソーを取り付けて使用した設備事業者（所有者）の誤使用並びに、惰性で刃が回転している状態で手を刃の下に潜らせた使用者の不注意による事故であると推定される。なお、取扱説明書には、「チップソーなどは使用しない。使用中は手を近づけない。回転させたまま放置しない。」旨記載されている。 | (受付:2013/12/05) |
| A201300612 2013-2468 2013/11/23 (事故発生地) 大阪府 | 電気ミニマット | 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○コントローラーケースの外郭表面を中心に、電源コードの出口部及び裏面のマット部が一部焼損していた。○電源コードの焼損部に短絡及び断線等の異常は認められず、コントローラー内部の制御基板に過熱及び発火の痕跡は認められなかった。○本体内部のヒーター線をX線で確認したところ、ヒーター線に発火の痕跡等の異常は認められなかった。●当該製品から発火した痕跡は認められず、当該製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2013/12/09) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|---------|-----------------------------------|--|----------------------|
| A201300613 2013-2268 2013/11/23 (事故発生地) 京都府 | 加湿器 | 施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の外郭は、底面の約半分が溶損し、側面は下部から上部に向かって焼損していた。○内容器の底面に取り付けられていた2個直列に接続された温度ヒューズのうち焼損している側の1個のみ溶断していた。○その他の電装部品に発火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードは当該製品の下敷きになっており、下敷きになった部分で被覆が焼損し、芯線にねじれと一部に断線が見られるとともに断線した素線の先端に溶融痕が認められた。●当該製品の電源コードが強い外力を受け損傷し、当該部分で発熱もしくはスパーク発生により当該製品の外郭に着火し、延焼したものと考えられる。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを傷つけない、重い物をのせたり、挟み込んだりすると電源コードが破損し、火災・感電の原因になる」旨、記載されている。 | (受付:2013/12/09) |
| A201300629 2013-2535 2013/12/07 (事故発生地) 千葉県 | 高圧洗浄機 | ガソリンスタンドで当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、ガソリンスタンドの屋外洗車機脇に設置されており、事故発生時、電源スイッチを切らず、給水ホースはつながれた状態であった。○当該製品は、圧力スイッチ部の焼損が著しく、マイクロスイッチの端子金具が溶融していた。○当該製品は、事故前日に使用者が、圧力スイッチ部の部品交換をするため、修理を行っていた。○他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。●当該製品を使用者が修理したことで、水漏れが生じるなどして、圧力スイッチ部に水分が浸入し、内部のマイクロスイッチでスパークや異常発熱が生じたことにより、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ご自分で修理しない」、「電源スイッチをONのまま放置しない」旨、記載されている。 | (受付:2013/12/16) |
| A201300640 2013-2557 2013/12/09 (事故発生地) 千葉県 | 電子レンジ | 店舗で当該製品を使用中、当該製品庫内を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、商業ビルのラウンジに設置されて、不特定多数の人が使用していた。○庫内のガラス製ターンテーブルを回転させる軸が溶融、焼損しており、ターンテーブルと接する箇所焼損した付着物が認められた。○電気部品から出火した痕跡は認められなかった。○再現試験の結果、回転軸に付着物がある状態で運転したところ、付着物の炭化が認められた。●当該製品の庫内の回転軸に付着物がある状態で使用したことにより、付着物にマイクロ波が集中して炭化、スパークするなど異常過熱して、回転軸が溶融したものと推定される。なお、取扱説明書には、「食品カス等で汚れたままにしない。」旨、記載されている。 | (受付:2013/12/20) |
| A201300654 2013-2625 2013/11/13 (事故発生地) 千葉県 | 水槽用ヒーター | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品はサーモスタット付ヒーターであった。○ヒーター管は破損が認められず、ほぼ原形を留めていた。○サーモスタット及び電源コードなどの電気配線に出火した痕跡は認められなかった。○事故発生時、水槽のガラスが破損し、床が水浸しとなっており、水槽の置き台に隣接していた下駄箱の側面が焦げていた。●当該製品の詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、サーモスタット及び電源コードなどの電気配線に出火した痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2013/12/26) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|------------------|--|--|----------------------|
| A201300667 2013-2710 2013/12/12 (事故発生地) 東京都 | 電気式床暖房 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品の発熱体と床材が焼損して、直径約20cmの穴が開いていた。○異常温度検知装置が設置されていなかった。○当該製品上に布団が長期間敷かれた状態で使用しており、焼損部周辺の床材表面が長方形にほぼ均一に黒く変色していた。○当該製品の他の部位に異常は認められなかった。○施工業者は特定できなかった。●当該製品は、異常温度検知装置が設置されていなかったこと及び布団を長期間敷いた状態で使用したことで床材とその直下の発熱体が過熱されたため、発熱線に半断線が生じ、異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、施工説明書には、「異常温度検知装置は発熱体と発熱体の間に必ず取り付ける。」旨、また、取扱説明書には、「放熱を妨げるものをヒーター設置部分の上に置かない。こもり熱による過熱のおそれがある。」旨、記載されている。 (D1) | (受付:2014/01/06) |
| A201300675 2013-3331 2013/12/30 (事故発生地) 愛知県 | 接続箱（太陽光発電システム用） | 太陽光発電システムによる発電がされていなかったため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災) | ○当該製品とパワーコンディショナーを結んでいる配線の当該製品側端子台ねじ締め部の焼損が著しかった。○焼損していたねじ締め部は、ねじが斜めに締め付けられており、締め付けが不十分であった。○その他の電気部品に異常は認められなかった。○当該製品の施工業者は不明であった。●当該製品を施工した際に、配線のねじ締めが不適切であったため、接触不良により異常発熱し、焼損したものと推定される。 (D1) | (受付:2014/01/09) |
| A201300690 2013-3442 2014/01/01 (事故発生地) 長野県 | 浴槽用温水循環器（24時間風呂） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品の電源コードは約4.6mであり、正規の長さ（7.5m）より短かった。○電源電線の断線部分に溶融痕及び手より接続された痕跡が認められた。○機器内部の配線接続部及び電装部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードを手より接続した作業者等は特定出来なかった。●当該製品の電源コードを途中で切断し、手より接続されたため、接続部分の接触抵抗が増大して異常発熱し、火災に至ったものと推定される。 (F2) | (受付:2014/01/15) |
| A201300696 2013-2617 2013/12/28 (事故発生地) 岡山県 | 電子レンジ | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品の背面下部のフィルター基板に著しい焼損が認められた。○フィルター基板の電源入力部のパターンに溶断が認められ、基板上のコンデンサーは焼失、過電圧保護用のバリスターに焼損が認められた。○分電盤内の漏電ブレーカーが事故の1週間前に故障していたため、部品交換の応急対応として漏電ブレーカーをバイパスする配線工事が行われていた。○屋内配線とバイパス線との接続には差込コネクタが使用されていたが、コネクタの径が、芯線径と適合していなかったため、差込不足による接触不良となり、コネクタ部に焼損が認められた。○当該製品以外に電源供給されていた、エアコン、ビデオ等が故障していた。●当該製品を接続した分電盤の故障した漏電ブレーカーをバイパスした際に、適合するコネクタを使用しなかったため、差込不足による接触不良となり、中性線欠相状態が発生し、当該製品のフィルター基板に過電圧が印加されたため出火に至ったものと推定される。 (F2) | (受付:2014/01/16) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|---------|---|---|----------------------|
| A201300697 2013-3468 2013/12/25 (事故発生地) 兵庫県 | 除湿乾燥機 | 建物を全焼する火災が発生し、2名が死亡した。現場に当該製品があった。 (火災 死亡) | ○電源コード全体が強くよじれ、コードの機体内外で断線し、コード取出口付近には電気痕があった。○電源コードが交換修理され、コード抜け止めのための結び目が作られていた。○その他残存する電気部品からは、出火につながる痕跡は確認できなかった。○電源コードを巻き付けて保管し、使うとき巻き付けた状態で本体を抜き出すような使い方が日常的に行われ、コード全体が強くよじれていた。●当該製品は、日常的に電源コードがよじれるような使い方がされており、電源コードが損傷し出火したもので、機体内でコードが自由に動く状態で内部配線の中継端子との接続が緩んで出火した、あるいは機体外のコード断線部から出火した可能性も考えられ、出火部位は不明であるが、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2014/01/16) |
| A201300706 2013-3506 2014/01/01 (事故発生地) 千葉県 | 電気衣類乾燥機 | 店舗で当該製品及び当該製品内部（ドラム内）の可燃物（タオル）を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者は、マッサージ店で使用した洗濯後のタオルを当該製品で乾燥した後、ドラム内に放置していた。○当該製品のヒーター、基板、ファンモーター、電源プラグ、コード等の電気部品には出火の痕跡は認められなかった。○ドラム内の焼損したタオルから、油分が検出された。●当該製品に出火の痕跡は認められなかったことから、油分が付着したタオルを洗濯し、乾燥したため、残留していた油脂成分が酸化熱により自然発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体には、「油の付着した洗濯物は洗濯後でも絶対に乾燥しない。油の酸化熱による自然発火や引火の恐れがある。」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2014/01/20) |
| A201300708 2013-3507 2013/12/29 (事故発生地) 東京都 | 電気式床暖房 | 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災) | ○当該製品の発熱体の一部が焼損していた。○温度センサー（通常時に発熱体温度を感知するセンサー）が本来の設置場所（床下の発熱体間）ではなく、壁内の制御機器中に設置されていた。○異常温度検知装置が設置されていなかった。○当該製品の他の部位に異常は認められなかった。○被害者から情報提供の協力が得られず、施工業者は特定できなかった。●当該製品に温度センサー及び異常温度検知装置が適切に設置されていなかったため、発熱体シートと床材との間に熱がこもった状態で継続使用され、高温となった床材が発火に至ったものと推定される。なお、施工説明書には、「温度センサーは、必ず発熱体と発熱体との間に取付ける」旨、記載されている。 (D1) | (受付:2014/01/20) |
| A201300711 2013-3509 2014/01/11 (事故発生地) 大阪府 | テーブルタップ | 事務所でコンセントに当該製品を接続して電気製品を使用していたところ、当該製品及びコンセントを焼損する火災が発生した。（A201300713と同一事故） (火災) | ○当該製品は栓刈可動部の一方のカシメ部周辺樹脂が焼損溶融し、当該栓刈先端は曲がっており、表面の複数箇所に圧痕が認められた。その他の部分に外観上異常は認められなかった。○焼損側の栓刈可動部のカシメ部は栓刈と固定端子側の隙間が大きく開いており、外れた状態であった。●当該製品は、使用者が変形した栓刈の先端を戻すため意図して外力を加えたため、カシメ部が緩み接触不良が生じ、異常発熱して焼損に至ったものと推定される。 (E2) | (受付:2014/01/21) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|----------|---|--|----------------------|
| A201300713 2013-3510 2014/01/11 (事故発生地) 大阪府 | コンセント | 事務所で当該製品にテーブルタップを接続して電気製品を使用していたところ、当該製品及びテーブルタップを焼損する火災が発生した。(A201300711と同一事故) | ○当該製品はテーブルタップの電源プラグが挿入されていた下側の左の差込口が僅かに焼損していたが、発火の痕跡は認められなかった。○当該製品に挿入されたテーブルタップの電源プラグは、栓刃可動部の一方のカシメ部周辺樹脂が焼損熔融し、栓刃と固定端子側の隙間が大きく開き、外れた状態で、発火の痕跡が認められた。●当該製品に発火した痕跡は認められず、挿入されていたテーブルタップの電源プラグが異常発熱し、事故に至ったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/21) |
| A201300723 2013-3605 2014/01/03 (事故発生地) 福岡県 | テーブルタップ | 当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、個別スイッチ付き4口延長コードで、スイッチ内部の電極板間でスイッチケースが焼損していた。○スイッチケース内部の電極板に溶融痕が認められた。○当該製品は台所の流し台前の床において使用されており、本体表面のスイッチ部周辺が汚損し、また、焼損した箇所とは別のスイッチ部で電極板の表面に緑青が認められた。●当該製品は、水等の液体がスイッチケース内部に浸入して絶縁不良となったため、電極板間でトラッキング現象が生じてスイッチケースが焼損したものと推定される。なお、製品パッケージには、「水のかかりやすい場所(風呂場、台所、観賞魚用水槽など)や結露が生じやすい場所では使用しない。感電や火災の原因になる。」旨、記載されている。 | (受付:2014/01/23) |
| A201300745 2013-3647 2014/01/23 (事故発生地) 東京都 | コーヒーマーカー | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の電源プラグのプロテクター付近で、芯線が断線し、溶融痕が認められた。○コンセント及び電源プラグの栓刃には異常は認められず、電源プラグの栓刃と芯線とのカシメ部にもカシメ不良等の異常は認められなかった。○電源コード芯線の断線部先端に屈曲が認められた。●当該製品の電源プラグのプロテクター部の芯線が断線し、芯線に曲がり認められたことから、電源プラグに過度な屈曲が加わったことにより、芯線が断線、スパークし出火に至ったものと推定される。なお、当該製品は電気用品安全法に基づく技術基準の折り曲げ試験に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったり等をするとう火災、感電の原因になる」旨、記載されている。 | (受付:2013/01/28) |
| A201300761 2013-3700 2014/01/16 (事故発生地) 山口県 | 電気こんろ | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の上に置かれた電磁調理器が焼損し、当該製品も焼損していた。○事故発生時、使用者は在宅中であり、電源スイッチは「入」状態であった。○当該製品は社告対象製品であったが、スイッチつまみ部は社告対策済みであり、意図せず容易にスイッチが入らないようガードが設けられていた。○キッチンユニット壁面の見え易い位置に、「使用後等はスイッチが「切」になっていることを確かめる、ヒーターの上や回りには燃える物を絶対に置かない」旨、表示されていた。●当該製品のこんろの上に可燃物が置かれた状態で電源スイッチを入れたため、可燃物が焼損したものと推定される。 | (受付:2014/02/03) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|--|----------|--|---|----------------------|
| A201300847 2013-3675 2014/01/23 (事故発生地) 東京都 | 電気あんか | 当該製品を使用中、当該製品本体の電源コード付根部分がショートし、右脚に火傷を負った。 | ○当該製品は、本体側コードプロテクター先端付近で、電源コードが両極とも断線し、断線部先端に溶融痕が認められた。○電源プラグのコードプロテクター内の電源コード両極に部分断線が認められた。○あんか本体の外郭に5～8mmの凹みがあった。○外郭の凹みにより、内部ヒーターと近接した状態であるが、本体は正常に動作しており、異常な温度上昇は認められなかった。●当該製品の電源コードの本体側プロテクター先端部に繰り返し応力が増えられたため、電源コードの芯線が断線し、ショートしてスパークが発生し、火傷に至ったものと推定される。なお、当該製品は、電気用品安全法の技術基準に適合した製品であり、取扱説明書及び製品本体には、「電源コードはあんかに巻き付けない、プロテクター部を折り曲げたり乱暴にしない」旨、記載されている。 | (受付:2014/03/04) |
| A201300851 2013-4012 2014/02/08 (事故発生地) 埼玉県 | 延長コード | 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品のコードはタップ側コードプロテクター端部で電線が両極とも断線しており、断線部に溶融痕が認められた。○タップ側コードプロテクターの中央付近に亀裂があり、コードに複数の折れ跡が認められた。○電源プラグ及びタップ部に発熱などの出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、タップ側コードプロテクター端部でコードに過度の外力が加わったため、芯線が断線・スパークして出火に至ったと推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、商品パッケージには、「コードを引っ張らない、無理に曲げない、ねじらない。断線して火災の原因になる。」旨、記載されている。 | (受付:2014/03/06) |
| A201300857 2013-4019 2014/02/19 (事故発生地) 兵庫県 | C D ラジカセ | 養護学校で当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は電源コードが全焼していたが、本体は電源コードのインレットを含め異常は認められず、同等品の電源コードで本体を運転したところ、正常に動作した。○電源コードは本体側プラグ及び電源プラグはそれぞれのプロテクター直近で断線し、コードは複数箇所断線して、一部は確認できなかった。それぞれの断線部には溶融痕が認められたが、負荷側である本体側プラグの溶融痕が一次痕と判断された。○本体側プラグ及び電源プラグそれぞれのコードプロテクター内の芯線にねじれが認められた。●当該製品は本体側プラグのプロテクター付近に、過度な外力が繰り返し加わったため半断線となり異常発熱して異極間短絡し出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、振ったり、引っ張ったりしない」旨、記載されている。また、同等品の電源コードは電気用品安全法に基づく技術基準の要求事項を満たしていた。 | (受付:2014/03/06) |
| A201300865 2013-4065 2014/02/11 (事故発生地) 鹿児島県 | 延長コード | 当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故当時、当該製品に電気製品は何も接続していなかった。○使用者は、ペット（猫とうさぎ）を飼っていた。○当該製品は、タップ部のコードプロテクター付近が焼損しており、製品内部のコードが断線していた。○当該製品から強い刺激臭が感じられ、タップ部に尿が付着していた。●当該製品のタップ部から液体等が混入し、製品内部でトラッキング現象が発生し、焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「水のかかるところでは使わない」旨、記載されている。 | (受付:2014/03/10) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|----------------------------|---|--|----------------------|
| A201300934 2014-0012 2014/03/10 (事故発生地) 兵庫県 | 投げ込み式湯沸器 | 工事現場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○樹脂製バケツに入れた水を当該製品で沸かしたまま放置していた。○バケツは溶融しバケツの下に置かれてあった段ボール紙が焼損していた。○当該製品のグリップ部やヒーター部に損傷が認められず、電源コードに断線と断線部に溶融痕が認められたが、焼損状況から二次痕と考えられた。●当該製品で樹脂製バケツに入れた水を沸かしたまま放置したため、湯が蒸発して空焼き状態になり、バケツが溶融・焼損したものと推定される。なお、カタログには「必ず水中で通電する、空気中で通電すると断線する。焦げつく恐れのあるものには使用しない。」旨、製品本体には、「必ず発熱部を水中に入れてから電気を通す」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2014/03/27) |
| A201300935 2014-0013 2014/02/15 (事故発生地) 福岡県 | 照明器具 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品には60W以下のレフランプが指定されているが、以前から使用されていた60W白熱電球が切れたので、火災発生の前日に90W白熱電球に交換していた。○事故品に接続されていた屋内配線は断線し、断線部には溶融痕が確認された。○金属製本体の外側上部1箇所に、焼損が著しい箇所がみられた。○当該製品に90W白熱電球を取り付けた結果、60Wレフランプを取り付けた場合と比べ、周辺の温度は約35℃上昇した。●当該製品に指定外の電球を取り付けたことで金属製本体が過熱し、屋内配線の被覆が溶融して、短絡したため出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び製品本体には、「指定以外の電球を使用すると火災の恐れがある」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2014/03/27) |
| A201400005 2014-0149 2014/03/18 (事故発生地) 千葉県 | パワーコンディショナ (太陽光発電システム用) | 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災) | ○当該製品は屋内設置の仕様であるが、屋外の軒下に設置されていた。○基板上的銅箔パターン間に焼損が認められた。○当該製品内部に水分の浸入が認められた。●当該製品を屋外に設置したため、雨水等が浸入して基板上的銅箔パターン間でトラッキング現象が生じ、基板の一部が焼損したものと推定される。なお、施工説明書及び取扱説明書には、「屋外に設置しない。火災の原因となる。」旨、記載されている。 (D1) | (受付:2014/04/03) |
| A201400020 2014-0199 2014/04/03 (事故発生地) 大阪府 | 投げ込み式湯沸器 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者は、プラスチック製バケツの水を当該製品で加熱していた。○使用後に電源プラグを抜き忘れ、電源が入ったまま放置した。○別売りの温度コントローラーは使用していなかった。●当該製品を使用後に電源プラグを抜き忘れ、電源が入ったまま放置したため、空焼きにより出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火災等の原因になるため樹脂容器を使用しない。火災の原因になるため、使用后電源を切る。」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2014/04/10) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|--|---------|---|--|----------------------|
| A201400097 2014-0482 2014/05/07 (事故発生地) 東京都 | 電気洗濯乾燥機 | 当該製品の電源を入れたところ、すぐに電源が切れたため確認すると、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品の電源プラグと壁コンセントの差込口に焦げ跡が認められた。○電源プラグは栓刃にスパーク痕が認められ、栓刃根元の樹脂が焦げていたが、トラッキング現象や内部から出火した痕跡はなく、栓刃に加工不良や変形などの異常も認められなかった。○その他の電気部品に出火の痕跡はなく、電源コードも断線などの異常は認められず、別の壁コンセントに接続すると正常に動作した。●当該製品の電源プラグの栓刃にスパーク痕が認められたが、栓刃に加工不良や変形などが認められないことから、壁コンセントの刃受け金具で接触不良が発生し、電源プラグの栓刃が異常発熱して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/05/19) |
| A201400134 2014-0585 2014/05/13 (事故発生地) 神奈川県 | 電気こんろ | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、ワンルームマンション向けのキッチン組み込みタイプの電気こんろで、押し回し式スイッチには、容易にスイッチが入らないよう、つまみガードが取り付けられたりコール対策済み品であった。○当該製品のスイッチは「弱」の位置になっていた。○スイッチの押し回し機構に破損等の異常はなく正常に動作し、電源プラグ、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品前の通路に荷物を置いたことにより通路が狭くなっていた。●当該製品の前を通る際に誤ってスイッチを入れてしまったため、当該製品の上に置いていた可燃物が焼損したものと推定される。なお、本体表示には、「外出時にはスイッチの「切」を確認する。」、「ヒーターの上や周りには可燃物を置かない。」、「通路に物を置かず作業スペースを十分に確保する。」旨、記載されている。 | (受付:2014/06/02) |
| A201400141 2014-0588 2014/05/21 (事故発生地) 東京都 | 延長コード | 当該製品に布団乾燥機を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品に接続していた他社製のマルチタップ（3口）の栓刃可動部に異常発熱した痕跡が認められた。○当該製品の差込口が焦げていたが、刃受け金具に溶融痕等の異常発熱の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、接続していたマルチタップの栓刃可動部が異常発熱したため、当該製品の差込口が焦げたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/06/04) |
| A201400161 2014-0551 2014/05/29 (事故発生地) 長崎県 | 延長コード | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品はマルチタップの接続端子付近で電極板の両極が溶断していた。○電極板の周囲には異物が堆積しており、刃受け等の電極板に緑青が認められた。○溶断した電極板両極間の樹脂は炭化していた。●当該製品は、水、ホコリ等の異物がマルチタップ内部に浸入して絶縁不良となり、電極板間でトラッキング現象が発生したため、火災に至ったものと推定される。 | (受付:2014/06/16) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|----------------------------|---|---|----------------------|
| A201400162 2014-0611 2014/06/03 (事故発生地) 愛知県 | 電気こんろ | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。 (火災) | ○当該製品は、ワンルームマンション向けのキッチン組み込みタイプの電気こんろで、押し直し式スイッチには、容易にスイッチが入らないよう、つまみガードが取り付けられた構造であった。○当該製品のスイッチは「強」の位置になっていた。○スイッチの押し直し機構に破損等の異常はなく正常に動作し、電源プラグ、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品前の通路は床一面にゴミが50cmほどの高さまで散乱しており、通路は非常に通りにくい状況であった。●当該製品の前を通る際に誤ってスイッチを入れてしまったため、当該製品の上に置いていた可燃物が焼損したものと推定される。なお、本体表示には、「こんろの上や周囲に可燃物は絶対に置かない。」「使用後や外出時には、こんろのスイッチが「切」になっていることを確認する。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2014/06/16) |
| A201400164 2014-0702 2014/06/05 (事故発生地) 宮崎県 | パワーコンディショナ (太陽光発電システム用) | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○事故発生前日は大雨であった。○当該製品は屋内設置型であるが、屋外階段下の外壁に設置していた。○製品内部に水分が浸入した痕跡が見られ、端子台付近の金属に錆が認められた。●屋内設置型の当該製品を屋外階段下の外壁に設置していたため、雨水が製品内部に浸入して端子台付近の絶縁性能が低下し、トラッキング現象が発生して火災に至ったものと推定される。なお、製品本体には「屋外、軒下、風の影響で壁面・柱などを伝って内部回路に雨水など液体の浸入が想定される場所に取り付けない。」旨、記載されている。 (D1) | (受付:2014/06/16) |
| A201400171 2014-0720 2014/05/10 (事故発生地) 静岡県 | 電子レンジ | 店舗で当該製品を使用しようとしたところ、当該製品庫内を焼損する火災が発生していた。 (火災) | ○店舗内に設置されており、不特定多数の利用者が食品を温めるために使用していた。○当該製品の回転皿の中心部が熔融し、回転軸が焼損していた。○回転皿には食品カスが付着し炭化していた。○他の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品の庫内に付着物がある状態で空だき運転したことにより、付着物にマイクロ波が集中して加熱され、回転皿が割れ、回転軸が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「空だき運転をしない」、「庫内が汚れたまま使用しない」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2014/06/19) |
| A201400180 2014-0763 2014/06/13 (事故発生地) 静岡県 | 照明器具(センサー付) | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品の近くに洗濯物を干していた。○当該製品内部から出火した痕跡は認められなかった。○当該製品はハロゲンランプを使用しており、点灯時には前面ガラス部が200℃以上の高温となる構造であった。●当該製品に洗濯物が被さったため、センサーが感知して点灯し、ランプの熱で洗濯物が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「高温になるため、燃えやすい物の近くには設置しない。」「屋でも本体に布団や布等を被せると点灯し発火する恐れがある。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2014/06/26) |

| 経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品 名 | 事 故 通 知 内 容 | 事 故 原 因 | 経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日 |
|---|------|---|--|---------------------------------------|
| A201300634 2013-2333 2013/11/12 (事故発生地) 長野県 | 保温容器 | 当該製品にお湯を入れて中蓋を閉めていたところ、お湯で火傷を負った。 (重傷) | ○使用者が、初回使用の当該製品の容器上面から約1cm低い位置まで熱湯を入れ、ネジ式の中蓋を締めようとしたとき、途中で蓋が引っ掛かったため、ネジを締め直すために中蓋を逆方向に回したところ、中蓋が飛び上がって中の熱湯が使用者の顔や胸にかかった。○事故時の使用者の顔や胸の位置及び当該製品からの距離は特定できなかった。○当該製品の本体と中蓋のネジ部の直径は設計仕様を満たしており、中蓋の開閉動作に異常は認められなかった。○製品の外観に、変形や傷などの異常は認められなかった。○当該製品及び事故同等品を用いて事故状況の再現を試みたところ、熱湯が満水位より多い場合は熱湯があふれて製品を保持する手にかかり、満水位より少ない場合は中蓋が少し上に飛び上がることが認められたが、いずれの場合も、熱湯が飛び散るには至らなかった。●使用者の顔や胸に熱湯による火傷があることから、相当量の熱湯が飛散したものと推定されるが、当該製品及び事故同等品を用いた試験において事故状況が一度も再現できなかったため熱湯が飛散したメカニズムの特定には至らなかった。一方、当該製品には変形や損傷が認められず、熱湯の飛散につながるような欠陥又は痕跡も認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/12/16) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|--------------|---|---|----------------------|
| A201300583 2013-2319 2013/11/17 (事故発生地) 東京都 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品の点火操作を行ったところ、当該製品を焼損する火災が発生し、建物を全焼して、1名が負傷した。 (火災) | ○燃焼筒などに異常燃焼によるススの付着は認められなかった。○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは本体にセットされており、タンク口金は正常に締められていた。○芯は消火位置まで下がっていた。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/11/29) |
| A201300621 2013-2499 2013/12/01 (事故発生地) 愛媛県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災 重傷) | ○使用者が当該製品の火を強めたら炎が大きくなり、衣服に着火した。○置台には燃えたホコリが付着し、芯調整器にはマッチの燃えかすが認められた。○油受皿、芯案内筒、燃焼筒に変形はなく、着火装置、配線に異常はなかった。○油タンクは変色、変形もなく、口金も正常に閉まっていた。●当該製品の置台や芯調整器などに付着したホコリやマッチの燃えかすが燃焼用空気の供給を妨げたため、火を強めたときに不完全燃焼による吹き返し現象が生じて可燃物に燃え広がり、炎が大きくなったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ホコリをときどき除去すること。ごみ、ホコリなどがつまると、異常燃焼のおそれがある」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2013/12/12) |
| A201300638 2013-2551 2013/12/06 (事故発生地) 宮崎県 | 石油温風暖房機（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品のコントローラーや配線等に出火の痕跡等の異常は認められなかった。○油受け皿周辺に油の漏れた痕跡等の異常は認められなかった。○バーナーの内部に異常燃焼などの痕跡は認められなかった。○送風筒内部の外筒に異物が侵入し焼損していた。●当該製品内部の外筒付近に、外部から異物が侵入した状態で点火したために異物に着火し、焼損したものと推定される。 (F2) | (受付:2013/12/19) |
| A201300641 2013-2527 2013/11/20 (事故発生地) 石川県 | 石油温風暖房機（開放式） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○燃焼部に顕著なススの付着など異常燃焼した痕跡は認められなかった。○送油経路に油漏れなどの異常は認められなかった。○制御基板・内部配線などの電気部品から出火した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは焼損していないが、口金の閉め方が不十分で、タンクを傾けるとタンク内の灯油は漏れ出したものの、タンクが下方向に向いた状態での灯油漏れは認められず、灯油が油受け皿から漏れた痕跡も認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/12/20) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|--------------------------|---------------------------------------|--|----------------------|
| A201300657 2013-2621 2013/12/20 (事故発生地) 東京都 | 半密閉式（F E式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用） | 飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 | ○当該製品の上部のHPフード部から火が出た。○給気フィルター部に埃、塵が付着し全体が目詰まりしていた。○熱交換器フィン部には多量のススが付着しており、閉塞状態であった。○当該製品のHPダクト内部、排気拡散板、油脂受け皿等には熱による変色がみられた。○安全装置（過熱防止装置、残火安全装置）には導通があり、異常は認められなかった。○機器故障履歴には、燃焼異常、高温排気検出、給気フィルター装着忘れ等が記録されていた。○使用者は、事故以前にエラー表示が出ていたが当該製品の使用を継続していた。●使用者が給気フィルターや油受け皿等の定期的な掃除を行わなかったために、異常燃焼が生じて熱交換器のフィンが閉塞し、当該製品からエラー表示が出ていたにもかかわらずそのまま使用を継続していたため、異常燃焼によりHPダクト内部に堆積した埃、塵等が燃えて火災に至ったものと推定される。 | (受付:2013/12/27) |
| A201300661 2013-2624 2013/12/21 (事故発生地) 福岡県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品のグリルで食材を焼いていたところ、本体後方にあるグリル排気口付近から火が出た。○グリル庫内には、多量のススが付着し、グリル受け皿に残った食材は完全に炭化していた。○天板上には多量の炭化物が載っており、当該製品に接続していたガスコードは焼損していた。●当該製品のグリルで調理中に、調理中の食材やグリル庫内に溜まっていた油脂などに着火し、グリル排気口から炎が出て火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使用後は必ずお手入れする。」、「グリル水受け皿にたまった脂や調理物が燃えて火災の恐れがある。」旨、記載されている。 | (受付:2013/12/27) |
| A201300663 2013-2700 2013/12/14 (事故発生地) 岩手県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、2名が負傷した。 | ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、天板等に変形が認められた。○燃焼筒のガラス筒は確認できなかったが、芯は消火位置まで下がっており、燃焼筒内部にススの付着はなく異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの蓋は取り付けられていた。●当該製品の事故時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/06) |
| A201300664 2013-2701 2013/12/20 (事故発生地) 千葉県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 | ○当該製品は全体的に焼損が著しかったが、特に本体下部の焼損が著しかった。○当該製品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○給油タンクは正常に挿入されており、タンク蓋の開閉動作に異常はなかった。○当該製品の固定タンク及び給油タンク並びに、両者を連結する口金と受部に異常は認められなかった。○当該製品は今シーズン2度目の使用であり、灯油も今シーズン購入したものを使用していた。●当該製品は焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/06) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|--|--------------|---|---|----------------------|
| A201300679 2013-3429 2014/01/02 (事故発生地) 神奈川県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が当該製品の小こんろを使用中にグリルを点火したところ、点火から約2～3分後に右こんろの内側から黒煙が出てきたため、器具栓を閉じて水をかけて消火した。○当該製品右側内部にあるガスコントロールユニット及び制御基板に顕著な焼損、ススの付着が認められた。○ガス漏れ検査の結果、事故時に使用中だった小こんろ及びグリルに漏れが認められたほか、右こんろにも微量のガス漏れが認められた。○小こんろ及び右こんろにガスを供給している2本の導管とガスコントロールユニットの接続部において、Oリングの噛み込みが認められ、Oリングは噛み込みと熱の影響で扁平していた。○当該ガスコントロールユニットは、事故の約40日前にガス事業者によって交換されたものだった。●当該製品のガスコントロールユニットをガス事業者が交換する際に、小こんろの導管のOリングがユニット接続部に噛み込んだために、小こんろ使用中に当該箇所からガス漏れが生じ、漏洩したガスにグリル点火時のスパーク又は炎が引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/14) |
| A201300701 2013-3460 2014/01/03 (事故発生地) 茨城県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故の2時間半前に使用者の家族が当該製品の給油を行い、使用者が当該製品を点火してから約30後に、当該製品から「ボン」という音がして出火した。○使用者が毛布や水で消火しようとした際に、右足着衣に火が移って火傷を負った。○事故発生後、当該製品のタンク（5L）には1Lしか灯油が残っておらず、残っていた灯油に異常は認められなかった。○消火の際に使用した毛布は、灯油の臭いが強かったが、灯油が付着した経緯は特定できなかった。○当該製品の外装や前面ガードに変形や焼損は認められなかった。○前面ガードの下にあったポリプロピレン製の点火つまみが溶融していた。○給油タンク室内、固定タンクの油受、及び給油タンク本体に変形や焼損はなかった。○固定タンク底部にススの付着はなく、腐食もなかった。○燃焼筒の上部にススの付着が認められたが、筒内に異常燃焼の痕跡はなかった。○置台の上に埃が焼けずに残っており、置台に油が漏れた痕跡はなかった。●事故直前の給油状況の詳細や、消火作業時に毛布に灯油が付着した経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は点火つまみの溶融以外に異常が認められず、製品内部からの出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/16) |
| A201300702 2013-2692 2013/12/31 (事故発生地) 富山県 | 石油ストーブ（開放式） | 理髪店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、同店経営者1名が病院に入院し、後日、死亡した。 | ○当該製品の背面床上で発見された燃焼筒は、著しいススの付着など異常燃焼の痕跡は認められなかった。○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは本体にセットされており、給油口ふたは閉まっていた。○しんの高さは、調節範囲よりも火力をしぼった位置であった。○使用者から事故状況の証言は得られなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/16) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|-------------|---|--|------------------|
| A201300707 2013-3496 2013/12/23 (事故発生地) 広島県 | 石油ストーブ（開放式） | 建物3棟を全焼、4棟を一部焼損する火災が発生し、1名が負傷した。 (火災) | ○使用者が当該製品の燃焼筒に点火棒を差し込んで点火を行い、そのままにしておいたところ、約10分後に当該製品周辺から煙が出ていた。○当該製品は全体的に著しく焼損していた。○消防によれば、当該製品に不具合はなかった。●当該製品の燃焼筒に点火棒を差し込んで点火を行い、そのまま使用者がその場を離れたため、火災に至ったものと推定される。 (E1) | (受付:2014/01/20) |
| A201300721 2013-3502 2013/12/23 (事故発生地) 大阪府 | 石油ストーブ（開放式） | 建物を半焼する火災が発生し、1名が負傷した。 (火災 重傷) | ○使用者が当該製品の着火の際、火のつきが悪く当該製品に力を加えたところ、当該製品の近くにあった灯油入りポリタンクに火がついた。○外観は全体に焼損しているが、当該製品の下部や右側の焼損は弱く、左側の内部や側面の焼けが強かった。○燃焼筒には異常燃焼の痕跡は見受けられなかった。○灯芯は正常な位置に下がり、先端にタールはなく、異常は認められなかった。○油受け皿（固定タンク）に漏れは認められなかった。○置台の溝や床面に接触している箇所に過熱の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡はなく、当該製品に火をつけようとした際に、何らかの原因で当該製品周辺にこぼれた灯油に着火して燃え広がり、外部からの燃焼により当該製品を焼損したものと推定される。 (F2) | (受付:2014/01/22) |
| A201300727 2013-3601 2014/01/11 (事故発生地) 栃木県 | 石油給湯機付ふろがま | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は約22年前に製造されたもので、事故の2～3年前に追いだき運転の着火不良があったため修理を依頼したが、部品が入手出来ず修理不能で、使用者は、修理業者から追いだきは使用しないと言われていた。○使用者は、事故前に浴槽に湯張りをしたが水だったため、タイマーをセットし追いだき運転にしたが、当該製品の排気トップから白煙が出ていたので、タイマーを切って追いだきを停止し、浴槽の水を抜いた。○当該製品は、追いだき用の循環ホースの上側が焼損し、下側は本体側で部分的に焼損していた。○当該製品の追いだき用の燃焼室内は底部や熱交換器部に多量のスス付着と堆積が認められ、底部断熱材とバーナー口パッキンに、灯油の浸み込みが認められた。●当該製品は、修理業者より不具合があり使用しないと言われていた追いだき機能を使用したことから、着火不良や不完全燃焼により生じた未燃灯油に着火し、追いだき運転停止後も燃え続けている状態で、浴槽の水を抜いたため空だき状態になり、循環ホースが過熱、焼損し出火したものと推定される。 (E1) | (受付:2014/01/24) |
| A201300729 2013-3632 2014/01/14 (事故発生地) 千葉県 | ガス栓（LPガス用） | 学校で当該製品に接続したガスストーブを使用していたところ、漏えいしたガスに引火する火災が発生し、3名が負傷した。（A201300730と同一事故） (火災) | ○当該製品に著しい焼損、変形等の異常は認められなかった。○当該製品に異常はなく、事故後も使用できる状態であった。○当該製品へのガスホースの差し込みが不十分であったために接続部からガスが漏洩し、ガスストーブの炎に引火して火災に至った。●当該製品を調査できなかったために事故原因の特定には至らなかったが、事故後も当該製品が使用されていることから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2014/01/27) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|------------------------|---|--|----------------------|
| A201300730 2013-3633 2014/01/14 (事故発生地) 千葉県 | ガスストーブ（開放式） （LPガス用） | 学校でガス栓に接続した当該製品を使用していたところ、漏えいしたガスに引火する火災が発生し、3名が負傷した。 (A201300729 と同一事故) | ○当該製品には消火剤の付着が認められたものの、焼損及び変形は認められなかった。○ガス栓とガスホースの差し込みが不十分であったために接続部からガスが漏洩し、当該製品の炎に引火して火災に至った。●当該製品やガス栓が調査できなかったため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に焼損が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/27) |
| A201300732 2013-3635 2014/01/06 (事故発生地) 新潟県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品を使用中に、給油しようとしてカートリッジタンクを引き抜いたところ、カートリッジタンクのネジ式口金が外れ、こぼれた灯油が当該製品にかかって出火した。○カートリッジタンクのネジ式口金に異常は認められなかった。○当該製品は、約26年前に製造された製品で、給油時自動消火装置は付いていなかった。●当該製品を消火せずに給油しようとしてカートリッジタンクを引き抜いた際、カートリッジタンクの口金が十分に締め付けられていなかったため口金が外れ、こぼれた灯油が当該製品にかかり、火災に至ったものと推定される。なお、本体表示及び取扱説明書には、「給油は、必ず消火してから行う。口金は、確実に締める。」旨、記載されている。 | (受付:2014/01/27) |
| A201300743 2013-3639 2014/01/05 (事故発生地) 埼玉県 | 石油ストーブ（開放式） | 建物を半焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 | ○当該製品は事故時に運転していたかは不明であった。○出火元は当該製品から離れた場所であった。●出火元は当該製品から離れていることから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/01/28) |
| A201300749 2013-3641 2014/01/23 (事故発生地) 兵庫県 | 石油温風暖房機（開放式） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。 | ○当該製品を使用中、使用者が当該製品の給油のため電源を切り、カートリッジタンクを抜いて当該製品の上に置き、当該製品の右側にポリタンクを置いて給油を行っていたところ、灯油がカートリッジタンクから溢れて当該製品にかかり発火した。○外観は焼損が激しかった。○バーナー部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○同等品の検証により、天板の上に灯油をこぼすと燃焼部周辺に浸入すること、消火直後に灯油が燃焼部周辺に入り込むと灯油が発火することが確認された。●使用者が消火後カートリッジタンクを抜いて当該製品の上に置き、給油中にカートリッジタンクから灯油が溢れ、溢れた灯油が当該製品の燃焼部周辺に入り込み、灯油が発火したと推定される。なお、取扱説明書には、「給油は必ず消火していることを確認して、ストーブの温度が充分に下がってから、他に火の気のない所で行う」旨、記載されている。 | (受付:2014/01/29) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|--------------------------|--|--|----------------------|
| A201300795 2013-3834 2014/02/09 (事故発生地) 栃木県 | 屋外式（R F式）ガス瞬間湯沸器（L Pガス用） | 当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により3名が軽傷を負った。 (CO中毒) | ○当該製品は屋外設置形であったが、屋内に設置され約12年間使用されていた。○当該製品の設置者は不明であった。○事故発生の約2か月前から、排気口から白い煙が出て赤火となり、湯が急に水になる不具合が出ていた。●屋外設置形である当該製品を屋内に設置し、赤火になる等の不完全燃焼状態で使用を続けたため、COを含む排気が室内に充満し、CO中毒に至ったものと推定される。なお、工事説明書には、「屋外設置形であり屋内への設置は絶対にしない。一酸化炭素中毒の原因になる。」旨、記載されている。 (F2) | (受付:2014/02/17) |
| A201300802 2013-3863 2014/02/13 (事故発生地) 福岡県 | 石油ストーブ（開放式） | 公民館で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品の燃焼筒内部やガラス外筒内面にススの付着はみられず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受け皿は全体に焼損していたが、腐食による穴開き等はなく、灯油漏れの痕跡は認められなかった。○芯は、緊急消火位置まで下がった状態であった。●出火時の詳細な状況が不明のため、原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡等の異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2014/02/20) |
| A201300827 2013-3935 2014/02/17 (事故発生地) 岡山県 | 石油ふろがま用バーナー（五右衛門風呂用） | 当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災) | ○当該製品は、燃料配管接続部付近の外郭に著しい焼損が認められた。○当該製品の燃料配管との接続部のナットに緩みが認められた。○使用期間は約2か月であった。●当該製品の燃料配管との接続部のナットが、施工不良により緩んでいたため灯油が漏れ、バーナーの炎が漏れた灯油に引火し出火したものと推定される。 (D1) | (受付:2014/02/27) |
| A201300843 2013-3983 2014/02/21 (事故発生地) 山口県 | 石油給湯機 | 当該製品を使用後、異音と異臭が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災) | ○当該製品は、前面扉内部の電源コード、電磁ポンプ、制御基板等の電気部品に焼損が認められた。○電源コードは本体内部の途中で、他社製の電源コードと手よりで継ぎ足し接続されており、当該接続部を覆っていた絶縁物に発火した痕跡が認められた。○バーナー及び缶体には焼損はなく、缶体内の炉底材に油の染み込みは認められなかった。●当該製品の電源コードの継ぎ足し接続部が手より接続であったため、接触不良が進展し通電過熱が発生したか、又は通電発熱の繰り返しから周囲絶縁物が炭化シトラッキングにより出火し、周囲に延焼したものと推定される。 (D1) | (受付:2014/03/03) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|---------------------|--|--|------------------|
| A201300930 2014-0006 2014/03/20 (事故発生地) 岩手県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者は、当該製品のグリル水受け皿に水を入れずに使用していた。また、水受け皿の清掃は行っていなかった。○当該製品の外観は、グリル周辺が著しく焼損しており、グリルの前面ガラスが破損していた。○グリル内は著しく焼損し、水受け皿に、大量の炭化物の堆積が認められた。○当該製品の内部は、ススの付着が認められるものの、グリル部以外には出火痕跡は認められなかった。●当該製品のグリル水受け皿に、使用者が水を入れずに使用したため、グリル内部が高温となり、清掃不足により水受け皿に溜まっていた油脂等が過熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災の恐れがあるため、水受け皿には必ず水を入れて使い、使用後は必ずお手入れする」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2014/03/27) |
| A201300932 2013-4163 2014/03/09 (事故発生地) 北海道 | 石油温風暖房機（開放式） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡) | ○当該製品の外郭は全体的に焼損しており、樹脂製部品は焼失していたが、バーナー部等にススは付着しておらず、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○基板、送風機、電磁ポンプ等の電気部品に、熔融痕等の出火痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクのふたや本体の油受け皿から灯油が漏れた痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2014/03/27) |
| A201400006 2014-0026 2014/04/01 (事故発生地) 北海道 | 石油ストーブ（半密閉式、床暖房機能付） | 火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災) | ○本体上面、本体背面内部や置き台の焼損箇所に樹脂製の溶融物が認められた。○当該製品の部品から出火した痕跡は認められなかった。○燃焼用送風経路にスス付着が認められ、送風機のアルミ製フィンが溶融脱落していたが、送風機の外郭に異常は認められなかった。○火災後に使用者の樹脂製の運動器具がなくなっていた。●当該製品を使用中に、上面に樹脂製の可燃物を乗せたため可燃物が焼損溶融して当該製品の内部に流れ込み、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「可燃物との距離を離す」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2014/04/03) |
| A201400007 2014-0143 2014/03/22 (事故発生地) 長崎県 | ガス栓（LPガス用） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。（A201400059、A201400061と同一事故） (火災) | ○当該製品のツマミの動作やガス漏れを確認したところ、異常は認められなかった。○当該製品に接続した迅速継手（ガス栓用プラグ）の樹脂部分が著しく熱溶融し、迅速継手（ガス栓用プラグ）と迅速継手（ガス管用ソケット）との間から空気が漏れる状態であった。○迅速継手とおしの接続部に異物が挟まっており、迅速継手（ガス管用ソケット）の作動環パッキンに異物の残留物が付着していることを確認した。●当該製品に接続された迅速継手（ガス栓用プラグ）と迅速継手（ガス管用ソケット）との接続部に異物が挟まっていた状態で点火したため、漏れたガスが引火し、迅速継手（ガス栓用プラグ）の樹脂部分が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。 (F2) | (受付:2014/04/03) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|---------------------------|--|---|----------------------|
| A201400027 2014-0229 2014/03/15 (事故発生地) 群馬県 | ガス栓（都市ガス用） | 当該製品に接続したガスこんろを使用 中、当該製品及び周辺を焼損する火災が 発生した。 | ○使用者は、事故前日に当該製品に給油をした際、置台に灯油の漏れを確認したため、新聞紙で拭き取った。○固定タンクから灯油が漏れた形跡は認められなかった。○カートリッジタンクのねじ式の蓋は閉まっており、蓋に異常は認められなかった。○当該製品の内部に灯油が染み込み焼損した綿埃が認められ、燃焼筒下部及び固定灯油タンク上部には、マッチの燃えカスが多数認められた。●当該製品は、事故前日の給油の際にこぼれた灯油が、製品内部の綿埃に染み込んだ状況で、使用者が点火の際に使用したマッチの燃えカスを製品内部に捨てたため、綿埃に染み込んだ灯油に引火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常燃焼の原因になるため、マッチの燃えカスを中に落とさない。」旨、記載されている。 | (受付:2014/04/14) |
| A201400031 2014-0233 2014/03/15 (事故発生地) 山口県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品で調理中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品のグリルを使用中、使用者はその場を離れていた。○当該製品の上には、消火に使用した毛布の残骸が確認され、その周辺に著しい焼損が認められた。○グリル庫内に著しく焼損した調理物が認められた。●当該製品のグリルを使用中にその場を離れたため、調理物が過熱し出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない、就寝や外出しない。」旨、記載されている。 | (受付:2014/04/15) |
| A201400039 2014-0274 2014/04/03 (事故発生地) 兵庫県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が一酸化炭素中毒で死亡、1名が重傷を負った。当該製品の芯からガソリン成分が検出された。 | ○当該製品を居間で使用中、急にボンボンという音がして本体下部から黄色い炎が立ち上がり、家屋と倉庫を焼いた。○外観は、塗装の焼け、錆が見られ全体的に著しく焼損していた。○カートリッジタンクが膨らんでいた。○芯からガソリン成分が検出された。●当該製品にガソリンを誤給油したため、使用中の熱によりカートリッジタンクの内圧が上がリ、固定タンクから溢れたガソリンに燃焼筒の火が引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン使用禁止」と記載されている。 | (受付:2014/04/21) |
| A201400053 2014-0242 2014/04/13 (事故発生地) 福岡県 | 屋外式（RF式）ガス ふるがま（都市ガス用） | 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 | ○当該製品にガス漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかったが、熱交換器が溶融して穴開きが生じており、空だき状態となった痕跡が認められた。○熱交換器の溶融穴開き箇所以外に水漏れ箇所は認められなかった。○空だき防止装置センサーは、事故以前から本体取付部から外れて床面上に脱落していた痕跡が認められた。○空だき防止装置センサーは、固定ばねを押し縮めながら回して取り外す方式であり、本体取付部から容易に脱落しない構造であった。●当該製品の空だき防止装置センサーが製品本体から外れていた経緯が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、空だき防止装置センサーが缶体から外れていたため、浴槽の水位が上部循環口より下がってふるがまが空だき状態となった際に燃焼が継続し、ふるがま等が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/04/25) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|----------------------|---|---|----------------------|
| A201400057 2014-0313 2014/04/08 (事故発生地) 愛知県 | エアコン（都市ガス用） （室外機） | 当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は温水式ガスエアコンで、停止中に発煙・焼損した。○当該製品は、金属製の天板に焦げが認められた。○当該製品内部の基板ケース内にある、電源回路のコンデンサー（水温検知等のため停止中も通電状態）が焼損し、端子が溶融していた。○焼損したコンデンサーの近くに虫の死骸が認められた。●当該製品の基板ケース内部に虫が侵入し、電源回路のコンデンサーの端子部に接触したため、端子間で短絡・スパークが発生し、出火に至ったものと考えられ、製品には起因しない偶発的事故と推定される。 (F1) | (受付:2014/04/28) |
| A201400059 2014-0037 2014/03/22 (事故発生地) 長崎県 | 迅速継手（L P ガス用） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201400007、A201400061と同一事故） (火災) | ○ガス栓のツマミの動作やガス漏れを確認したところ、異常は認められなかった。○ガス栓に接続されていた当該製品の樹脂部分が著しく熱溶融し、当該製品と迅速継手（ガス管用ソケット）との間から空気が漏れる状態であった。○迅速継手の接続部に異物が挟まっており、迅速継手（ガス管用ソケット）の作動環パッキンに異物の残留物が付着していた。●当該製品と迅速継手（ガス管用ソケット）との接続部に異物が挟まっていた状態であったため、漏れたガスが引火し、当該製品の樹脂部分が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には「本品の先端や内部に傷がついたり、異物が付着しないように丁寧に清潔にお取扱い下さい。」と記載されている。 (E2) | (受付:2014/04/28) |
| A201400061 2014-0315 2014/03/22 (事故発生地) 長崎県 | 迅速継手（L P ガス用） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201400007、A201400059と同一事故） (火災) | ○ガス栓のツマミの動作やガス漏れを確認したところ、異常は認められなかった。○ガス栓に接続した迅速継手（ガス栓用プラグ）の樹脂部分が著しく熱溶融し、迅速継手（ガス栓用プラグ）と当該製品との間から空気が漏れる状態であった。○迅速継手の接続部に異物が挟まっており、当該製品の作動環パッキンに異物の残留物が付着していた。●当該製品と迅速継手（ガス栓用プラグ）との接続部に異物が挟まっていた状態で点火したため、漏れたガスが引火し、迅速継手（ガス栓用プラグ）の樹脂部分が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には「本品の先端や内部に傷がついたり、異物が付着しないように丁寧に清潔にお取扱い下さい。」と記載されている。 (E2) | (受付:2014/04/28) |
| A201400101 2014-0474 2014/05/13 (事故発生地) 京都府 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品にぶつかり灯油が漏れ、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は焼損が激しかったが、天板の裏及び燃焼筒には異常燃焼を示すようなスス付着の偏りは認められなかった。○芯調節つまみ（樹脂製）は存在が確認されず、芯調節軸（金属製）は消火の位置で下方向に変形していた。○芯案内筒と芯中心筒表面が腐食により固着し、芯の上下動作が困難な状態であった。○置台の吸気口付近に吹き返しなどによる発火の痕跡は認められなかった。○油受け皿及び給油タンクに油漏れに至るような著しい腐食は認められなかった。○給油タンクと油受け皿に残っていた液体から灯油は検出されず、液体は水であった。●詳細な使用状態が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、天板の裏や燃焼筒に異常燃焼の痕跡が無く、芯を上げて点火できる状況になかったこと及び燃える燃料がなかったこと等から、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2014/05/21) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|-----------------------|--------------------------------|--|----------------------|
| A201400103 2014-0475 2014/04/26 (事故発生地) 愛知県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品で揚げ物を調理中、フライパンが落下し、火傷を負った。 | ○当該製品に乗せたフライパンに油を半分ほど入れて揚げ物中、フライパンの取っ手を持たずに菜箸で調理物をかき混ぜ、菜箸がフライパンの底に触れた際にフライパンが落下した。○当該製品及びフライパンに変形等の異常は認められなかった。○当該製品のごとくは、フライパンの底面より僅かに大きかった。○フライパンに水を約半分（約1L）入れてごとく中央に置き、箸でフライパンの底を擦ったがフライパンは動かなかった。○フライパンに水を約半分入れてごとく中央から約6cmずらして置くと、フライパンが傾いた。●当該製品に変形等の異常が認められないことから、フライパンをごとくの中央から大きくずれた位置に置き、フライパンの取っ手を持たずに菜箸で調理物をかき混ぜていたため、菜箸がフライパンの底に触れた際にバランスが崩れて落下し、油が溢れて火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「底が滑りやすい鍋などは不安定な状態で使用せず、必ず取っ手を持って調理する」、「フライパンなどの重心が片寄ったなべは、取っ手を持って使用する」旨、記載されている。 | (受付:2014/05/21) |
| A201400133 2014-0553 2014/03/00 (事故発生地) 大阪府 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を点火したところ、服に着火し、火傷を負った。 | ○使用者は片手鍋のフライパンを用いて、当該製品の左こんろ（強火力）で卵焼きを調理中に、右手をこんろに近づけた際、着ていたパジャマに着火し、右手首周辺を火傷した。○当該製品の左こんろのバーナーキャップは少し傾いて浮いた状態であった。○当該製品にガス漏れはなく、点火・火移り及び燃焼に異常は認められなかった。○当該製品の左こんろでバーナーキャップを傾けて浮かした状態で燃焼させたところ、炎が少し長くなることを確認した。○当該製品の左こんろは強火力バーナーであるが、中火点火方式であり、点火時に炎が大きくなるなどの異常は認められなかった。○当該製品は、約7年使用したもので、事故後も継続して使用されている。●当該製品にガス漏れや点火、火移りの異常はないことから、調理時に右手をこんろに近づけ過ぎたため、袖に着火し火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用中は手や服を炎に近づけない。」旨記載されている。 | (受付:2014/05/30) |
| A201400144 2014-0598 2014/05/26 (事故発生地) 岐阜県 | 密閉式（BF式）ガスふろがま（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、前面の水抜きつまみが焼損しており、内部配線の一部も焼損が認められた。○ケーシング内面に冠水跡が認められた。○ガス通路にガス漏れは認められず、各バーナーは正常に燃焼した。○当該製品が設置されていた浴室の排水状態は確認できなかった。●当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、当該製品を冠水させたため、バーナーから正常に炎が出なくなり、バーナー手前側に未燃焼ガスが溢れて引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、製品本体（前面・上面）には、「排水口の詰まりに注意する。機器内に水が浸入し、火災や破損の恐れがある」「排水が悪い場合、本体底板まで水がこないように注意する」旨、記載されている。 | (受付:2014/06/05) |
| A201400147 2014-0617 2014/06/04 (事故発生地) 大分県 | ガスこんろ（LPガス用） | 当該製品で調理中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が、調理油の入った鍋を掛けたままその場を離れていたところ、鍋の調理油から出火している。○当該製品に、焼損等の異常は認められなかった。○当該製品のこんろには、調理油過熱防止装置が装備されていなかった。●調理油過熱防止装置の付いていない当該製品に、調理油の入った鍋を掛けたままその場を離れたため、調理油が過熱し火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火を付けたままの移動や外出等の禁止」の旨、記載されている。 | (受付:2014/06/05) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|-------------------|--|---|------------------|
| A201200879 2012-3046 2013/01/06 (事故発生地) 新潟県 | はしご（ロフト用） | 当該製品を昇っていたところ、当該製品を固定するフックが壁の固定具から外れて落下し、負傷した。 (重傷) | ○当該製品は、壁に取り付けられた固定用のパイプに、製品背面の金属製フックを引っかけることで壁に固定する製品である。○使用者は、当該製品の下から7段目の踏み棧付近まで昇ったところで、当該製品が前のめりに倒れたために、当該製品とともに落下した。○当該製品のフック及び固定用パイプには、破損、変形及び緩みは認められなかった。○当該製品の取付寸法、取付場所は施工説明書どおりであり、異常は認められなかった。○事故同等品を用いて事故状況の再現を試みたところ、固定用パイプに適切に固定した場合、製品に荷重や衝撃を複数回加えてもフックが外れて倒れることはなかった。○事故発生時に当該製品のフックが固定用パイプに適切に固定されていたかは、特定できなかった。●当該製品のフックが固定用パイプに適切に固定されていたか不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に脱落に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/02/07) |
| A201300061 2013-0265 2013/03/29 (事故発生地) 北海道 | 脚立（三脚）（アルミニウム合金製） | 当該製品に乗って作業中、落下し、転倒、負傷した。 (重傷) | ○当該製品の後支柱の伸縮脚を柔らかい土の上で昇降面が通常よりも倒れた状態で使用されていた。○当該製品の後支柱の伸縮脚が下から1段目の固定穴付近で破断し、後支柱の伸縮脚が横方向に変形していた。○当該製品の伸縮脚の寸法、厚さ及び硬さに異常は認められなかった。●事故当時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、使用者が当該製品を使用中にバランスを崩して転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「昇降面に対して左右方向に転倒しやすい構造である」「前支柱と後支柱の使用角度は、約75°にして設置すること」及び「柔らかい地面では設置しない」旨、記載されている。また、当該製品はSG基準に適合している。 (F2) | (受付:2013/04/24) |
| A201300270 2013-1064 2013/07/07 (事故発生地) 群馬県 | 脚立（三脚）（アルミニウム合金製） | 当該製品に乗って剪定作業中、転倒し、負傷した。 (重傷) | ○使用者は、当該製品を剪定する木の枝（切断部の推定質量25～30kg程度）の下方に後支柱が位置する状態に設置して剪定していた。○伸縮脚の破面に異物等の材料欠陥は認められず、事故時に伸縮脚の外側（後側）に加わった外力により、内側（前側）の調整用ピン穴部を起点として破断した痕跡が認められた。○破損した伸縮脚の寸法、肉厚及び硬さに異常は認められなかった。●事故当時の詳細な状況が不明であるため原因の特定には至らなかったが、当該製品を使用中に、剪定した木の枝が落下して後支柱にぶつかり、バランスが崩れ、伸縮脚に過大な外力が加わったため破断したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品はSG基準に適合していた。 (F2) | (受付:2013/07/19) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|--------------|--|--|------------------|
| A201300345 2013-1320 2013/07/07 (事故発生地) 栃木県 | ドア（浴室用） | 浴室から脱衣所に移動する際、当該製品が倒れ、負傷した。 (重傷) | ○使用者が浴室から脱衣所に出るために折戸タイプの当該製品を開けようとした際、ドア部を固定しているヒンジがはずれてドアが倒れてきた。○当該製品は使用当初から開閉操作が重く円滑でなかったため、使用者はドア部を完全に開けずに入りをしていた。○当該製品は、事故後に取り付け直されており、事故時及び事故直後の状態は確認できなかった。○取り付け直された当該製品の開閉動作に異常は認められなかった。○当該製品の吊元側の非常つまみを強制的に下げ、ドア部を開けた状態にしたところドア部が倒れた。○当該製品の吊元側の上ヒンジを正常時と逆方向に取り付けた場合、ドア部の開閉操作が重くなり、上ヒンジがレールにはまらず横向きになって、ドアを開けた状態にしたところドアが外れた。●施工時及び事故発生時の状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を正しく取り付けられた場合は、ドアの外れはなく、異常も認められないことから、施工時に吊元側の上ヒンジを左右逆に施工した又は吊元側の非常つまみを強制的に下げた状態にあったことよって事故に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/08/14) |
| A201300408 2013-1584 2013/08/16 (事故発生地) 富山県 | ウッドデッキ（人工木製） | 当該製品の幕板（側面のカバー材）に足を載せたところ、幕板が外れ、右足を負傷した。 (重傷) | ○当該製品は、幕板を床板に固定する2箇所幕板金具のうち、一方の嵌合板が異常に変形していた。○同等品による再現試験の結果、床板と幕板を取付け説明書どおり取り付け付けた場合、幕板に1960Nの荷重を加えても幕板は外れなかった。○一方の幕板金具の嵌合を外した場合は、220～355Nの荷重で幕板が外れ、その際の、他方の幕板金具嵌合板は、当該製品と同様に変形していた。○幕板金具の嵌合状態は、幕板を取り付けた後から判断できないものであった。●当該製品の施工時に、幕板と床板の固定を専用金具で2箇所嵌合すべきところ、一方が適切に嵌合されていなかったために、幕板にかかった荷重の応力が他方の嵌合部に集中して金具の嵌合板が変形し、幕板が脱落したものと推定される。 (D1) | (受付:2013/09/09) |
| A201300566 2013-2297 2013/11/14 (事故発生地) 東京都 | 階段移動用リフト | 当該製品を使用中、搭乗者と操作者が転倒し、負傷した。 (重傷) | ○操作者が、搭乗者を当該製品に乗せて階段を昇っていたところ、階段の途中で製品が動かなくなった。○操作者は、搭乗者を乗せたまま階段の途中で製品を起こし、当該製品の下部に取り付けられている転落防止用のセーフティアームを作動させて製品を静止させた。○操作者がセーフティアームを機能させた状態でバッテリーを外し、再充電するなどの復帰操作を行っていたところ、当該製品が搭乗者ごと前方へ倒れた。○操作者は、事故前に当該製品のバッテリーの充電を行っていなかった。○当該製品の充電器とバッテリーに異常は認められず、充電したバッテリーを使って当該製品の昇降動作を行ったところ、正常に動作した。○当該製品のセーフティアームを作動させたところ、正常に本体を支持できることが確認されたが、作動中にバッテリーを抜いて前後に少し動かすと、アームの電磁式ロックがはずれて本体を支えられなくなった。○操作者は、当該製品の使用を開始する前に操作講習を受けており、異常時には当該製品を前方に起こすのではなく、後方に倒すことを教わっていたほか、前項のセーフティアームの特性についても教わっていた。●当該製品に異常が認められないことから、操作者が当該製品を前に起こしてセーフティアームを機能させた状態でバッテリーの抜き差しするなどしたために、セーフティアームのロックが解除されて事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常時には製品を起こさずに横たえる」、「セーフティアームが作動したときは電源を切らない」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2013/11/25) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|----------------------|---|---|----------------------|
| A201300652 2013-2603 2013/12/05 (事故発生地) 鳥取県 | 脚立（アルミニウム合金製） | 工事現場で当該製品から降りていたところ、落下し、負傷した。 (重傷) | ○当該製品に変形等の異常は認められなかった。○使用者は、当該製品をレンタルして使用していたが、事故後、レンタル業者に返却された後も異常は認められず、他者にレンタルされていた。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に変形等の異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/12/25) |
| A201300848 2013-3992 2014/03/03 (事故発生地) 宮城県 | 脚立（はしご兼用）（アルミニウム合金製） | 屋外の工事現場で当該製品を脚立状態で使用中、当該製品から転落して負傷した。 (重傷) | ○当該製品は、片側昇降面の左右の支柱が最下部の踏ざん取り付け部付近で内側に変形していた。○支柱の寸法・肉厚及び硬さに、異常は認められなかった。●当該製品の強度等に異常は認められず、脚立上で作業をしていた際、バランスを崩して脚立が転倒し、使用者が当該製品の上に落下したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「昇降面の左右方向に転倒しやすいので、十分注意して使用する」旨、記載されている。また、当該製品は、SG基準を満たしていた。 (E2) | (受付:2014/03/05) |
| A201300849 2013-3993 2014/02/17 (事故発生地) 東京都 | 脚立（はしご兼用）（アルミニウム合金製） | 屋内の工事現場で当該製品を脚立状態で使用中、当該製品から転落して負傷した。 (重傷) | ○事故当時、怪我をした作業員は、脚立状態にした当該製品の踏ざんに両足で立ち、天井にある点検口に顔を突っ込んで、配線を引っ張る作業を行っていた。○当該製品は、片側昇降面の左右の支柱が最下部の踏ざん取り付け部付近で、通常の使用状態で加わる力の方向とは逆方向の内側に変形していた。○支柱の寸法・肉厚及び硬さに、異常は認められなかった。●当該製品の強度等に異常は認められず、脚立上で作業をしていた際、バランスを崩して脚立が転倒し、使用者が当該製品の上に落下したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「昇降面の左右方向に転倒しやすいので、十分注意して使用する」旨、記載されている。また、当該製品は、SG基準を満たしている。 (E2) | (受付:2014/03/05) |
| A201400045 2014-0280 2014/03/26 (事故発生地) 佐賀県 | 脚立（はしご兼用）（アルミニウム合金製） | 当該製品を脚立状態で使用中、転倒し、負傷した。 (重傷) | ○事故当時、使用者は天板の上に乗って作業を行っていた。○当該製品は、片側昇降面の左右の支柱が開き止め金具取り付け部付近で、脚立を折り畳む方向に変形していた。○支柱の寸法・肉厚及び硬さに、異常は認められなかった。●当該製品の強度等に異常は認められず、脚立の天板上で作業をしていた際、バランスを崩して脚立が転倒し、使用者が当該製品の上に落下したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「バランスを崩して転倒や転落の危険があるため、天板の上に乗ることを禁止する」旨、記載されている。また、当該製品は、SG基準の強度及び安定性を満たしていた。 (E2) | (受付:2014/04/23) |

| 経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品 名 | 事 故 通 知 内 容 | 事 故 原 因 | 経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日 |
|---|-----|---|--|---------------------------------------|
| A201400040 2014-0278 2014/03/16 (事故発生地) 千葉県 | 車いす | 娯楽施設で介護者が当該製品に使用者を乗せて上り坂を移動中、転倒し、使用者が重傷、介護者が軽傷を負った。 (重傷) | ○当該製品は宿泊施設で借りた。○当該製品は、左キャストのキャストフォークが、キャスト軸との接続部で破損し、左キャスト輪が外れていた。○キャストフォークは、キャストが右方向に傾く力で破損しており、キャスト輪の右側面には擦り傷が認められた。○キャストフォークの破面は、大きな力で破損した様相であり、破面に気泡や異物等の異常は認められなかった。○キャストフォークの材質に異常は認められなかった。○当該製品は、左キャスト以外に亀裂や大きな変形等の異常は認められなかった。○事故発生場所の路面状態や走行速度は確認することができなかった。●詳細な使用状況が不明のため、原因の特定には至らなかったが、キャストに破損に至る異常が認められないことから、使用中や保管中にキャスト輪の側面に大きな力が加わったため、キャストホークに亀裂が生じて破損し、キャスト輪が外れて転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品のキャストはJIS規格に適合している。 (F2) | (受付:2014/04/22) |
| A201400051 2014-0297 2014/03/06 (事故発生地) 愛知県 | 自転車 | 当該製品で走行中、当該製品のチェーンが外れ、転倒し、負傷した。 (重傷) | ○当該製品は、事業者から半完成品(7分組)の状態の販売店に出荷され、販売店で組み立て及び各部の調整後に、使用者へ引き渡していた。○購入2日目に、当該製品のチェーンがフロントギヤの内側に外れて転倒したが、転倒状況の詳細は不明であった。○当該製品のフロントディレラ(変速機)は、フロントギヤ内側の最小ギヤにしたとき、チェーンガイド内プレートとチェーンとの隙間が規定値よりも広がった。○当該製品のフロントディレラに変形等の異常は認められず、隙間を規定値に調整すると、変速は円滑でチェーンが外れることは無かった。●当該製品は、販売店でのフロントディレラの調整不良により、フロントギヤ内側の最小ギヤ位置で、フロントディレラ内プレートとチェーンの隙間が広がったため、変速時等の衝撃によりチェーンがフロントギヤの内側に外れたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (D1) | (受付:2014/04/24) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|----|--|--|------------------|
| A201300482 2013-1875 2013/09/11 (事故発生地) 東京都 | 靴 | 事務所で当該製品を履いて歩行中、転倒し、負傷した。 (重傷) | ○使用者が障害物のない平坦なタイル状の床を歩いていたところ、左靴底が引っ掛かり、前のめりに転倒した。○約2年使用していた当該製品の靴底には、摩耗が認められたが、破損や変形等はなく、明らかな異常はなかった。○当該製品及び他製品を使った歩行テストを行った結果、当該製品が他製品に比べて引っ掛かりやすい傾向は認められなかった。●詳細な事故状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/10/16) |
| A201300574 2013-2325 2013/10/29 (事故発生地) 千葉県 | 靴 | 当該製品を履いて階段を歩行中、滑って転倒し、負傷した。 (重傷) | ○事故現場はタイル調の階段で、雨で濡れていた。○当該製品の耐滑性(JIS T 8101(安全靴)準用)は、動摩擦係数が乾燥1.17、湿潤0.31であり、安全靴の基準0.20以上を満たしていた。○当該製品には、摩耗、破損などの異常は認められなかった。○当該製品には、事故防止と安全のため、「階段や坂など段差のある場所、滑りやすい場所などでのご使用は充分注意すること」、「下半身に疾病をお持ちの方の使用は避ける」旨の注意を記載した赤いカードが入っていた。○当該製品に同梱されていた赤いカードと同じ内容が、当該製品を販売した店の店頭にも赤い紙で目立つように表示されていた。○使用者は、当該製品の機能説明や靴に添付されている取扱説明書・注意喚起用の赤いカードについて、よく覚えていなかった。●詳細な事故状況や購入時の状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、使用者が雨にぬれたタイルの階段を下りた際に、滑って転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/11/28) |
| A201300714 2013-3511 2013/12/25 (事故発生地) 奈良県 | 靴 | 当該製品を履いて階段を降りていたところ、右足をひねって転倒し、負傷した。 (重傷) | ○使用者は、当該製品を履き、自宅マンションの階段を下りていたところ、踏み外して踊り場まで転落し、右足の前足部を強くひねって剥離骨折した。○靴底は、両足かかと部分の外側がすり減っており、一部パターンが消失していた。○被験者3人による試し履き試験(乾燥状態のコンクリート及び鉄板上を歩行)では、全く滑らないとの評価が得られた。○使用者は当該製品の機能や特性、注意点を理解しており、今回の事故を自身の不注意と認識していた。●当該製品は使用による摩耗でわずかに耐滑性の低下がみられたものの軽微であり、耐滑性に問題があるレベルではないと判断されることから、当該製品を履いて階段を下りていたところ誤って踏み外して転落し、右足首をひねって事故に至ったものと推定される。なお、注意表示には、「事故防止と安全のため、階段や坂など段差のある場所、また、滑りやすい場所などでのご使用は充分注意する」旨、記載されている。また、JIS T 8101安全靴を準用した靴底滑り試験の結果、基準値を満たしていた。 (E2) | (受付:2014/01/21) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|------------|--|--|----------------------|
| A201300870 2013-4073 2014/01/11 (事故発生地) 東京都 | 湯たんぼカバー | 当該製品に湯たんぼを入れて使用していたところ、左足首に低温火傷を負った。 (A201300883と同一事故) | ○当該製品に破損等の異常は認められなかった。○使用者は当該製品に湯たんぼを入れ、布団の中に入れてそのまま就寝していた。●当該製品に異常が認められないことから、当該製品に湯たんぼを入れ、足に長時間接触させて使用したため、低温火傷を負ったものと推定される。なお、当該製品の縫い付けラベルには、「就寝前に布団から出す」旨、記載されている。 | (受付:2014/03/10) |
| A201300883 2013-4109 2014/01/11 (事故発生地) 東京都 | 湯たんぼ | 当該製品を湯たんぼカバーに入れて使用していたところ、左足首に低温火傷を負った。 (A201300870と同一事故) | ○使用者は湯たんぼカバーに入れた当該製品を、布団の中に置いて就寝していた。○当該製品に破損や変形などの異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、当該製品を布団の中で長時間足に接触させて使用したため、低温火傷を負ったものと推定される。なお、当該製品には、「低温やけどに注意」、取扱説明書には、低温火傷を防ぐために「湯たんぼにカバーをした状態でも直接身体をあてたりすると低温やけどの原因となる。」、「湯たんぼは、絶対に身体へ接触しないようにする。就寝前に布団から出す。」旨、記載されている。 | (受付:2014/03/14) |
| A201300941 2013-3803 2014/01/20 (事故発生地) 東京都 | 湯たんぼ(カバー付) | 当該製品を使用していたところ、家人2名が低温火傷を負った。 | ○使用者は、やかんで沸かしたお湯を製品の口元まで入れてから、当該製品の蓋をし、専用のカバーに入れて布団の中で使用したところ、2～3時間後に脚に痛みを感じた。○当該製品に破損、変形及びお湯漏れなどの異常は認められなかった。○付属のカバーに生地への破損は認められず、事故同等品と比較して、カバーの厚みにも差は認められなかった。○使用者は、取扱説明書及び製品本体に低温火傷に関する注意表示がされていたことは認識していたが、布団が暖まったら当該製品を布団から取り出すことは認識していなかった。●使用者が当該製品を布団に入れたまま使用したために、長時間腿に製品が接触して低温火傷になったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品はSGマークを取得しており、取扱説明書には、低温火傷を防ぐために、「布団が暖まったら、湯たんぼを布団から取り出す」旨、記載されていたほか、製品本体にも低温やけど注意の刻印がされていた。 | (受付:2014/03/31) |
| A201400110 2014-0504 2014/04/23 (事故発生地) 福岡県 | 靴 | 当該製品を履いて店舗の駐車場を歩行中、段差で転倒し、足指を負傷した。 | ○使用者は、スーパーの屋外駐車場を歩いていた時、コンクリートの塗りむらの様なところで、滑ったような感覚があった後、爪先が引っ掛かり、右足をくじいて転倒し、右足の小指の付け根を骨折した。○当該製品は、靴底の摩擦もなく、アッパー(靴底以外の合皮部分)の破損、底剥がれ、曲がりや変形、素材の劣化等の異常は認められなかった。○当該製品の耐滑性に異常は認められなかった。●事故当時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品には異常が認められないことから、路面状況や歩行状態など当該製品以外の要因によって転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2014/05/22) |

| 経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品 名 | 事 故 通 知 内 容 | 事 故 原 因 | 経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日 |
|---|-----------------|--|--|---------------------------------------|
| A201300609 2013-2446 2013/11/21 (事故発生地) 埼玉県 | 柔軟剤 | 家人（80歳代）の異変に家族が気付 き病院に入院していたが、数日後に入院 先で死亡が確認された。 (死亡) | ○被害者は、嘔吐しているところを家族に発見された。○家族が買い置きしてあった当該 製品の蓋が開いており、中の柔軟剤が減っていた。○被害者は事故後入院し、入院から6日 後に誤嚥性肺炎で死亡した。○当該製品が置かれていた場所の詳細は特定できなかった。○ 被害者が当該製品を誤飲したかは事実確認ができなかった。○当該製品は、高さ約250m mで、断面が楕円型の薄黄色の樹脂製容器で、容器には、明確に食べ物と判断できる絵や表 現はなく、本体には、「認知症の方などの誤飲を防ぐため、置き場所に注意する」旨、記載 されていた。○当該製品は、注ぎ口が細いノズル状になっているほか、キャップは計量カッ プになっており、飲料用の容器とは大きく異なっていた。○柔軟剤は乳白色の液体で香りが 強く、口に含むと、強い刺激性の苦味を感じるものであった。●事故状況の詳細が不明のた め、当該製品と誤嚥性肺炎との関係は確認出来ず、事故原因の特定には至らなかったが、当 該製品は、飲料用容器とは注ぎ口やキャップの形状が異なり、香りも強く、刺激性の強い苦 味があることから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2013/12/06) |
| A201300896 2013-4148 2014/02/14 (事故発生地) 青森県 | エアゾール缶（殺虫剤 ） | 室内で当該製品が破裂し、周辺を破損 した。 (火災) | ○当該製品は底蓋が外れ、底蓋が外向きに膨らんでいた。○底蓋が外れた缶胴下端部の巻 き締め部分が伸びていた。○当該製品の缶胴部表面に錆は認められるが、中身が漏れるよう な腐食は認められなかった。○使用者はふだんから石油ファンヒーターを自分に向けて使用 し、暑くなると向きを変えて運転を継続して使用していた。○使用者は当該製品が書斎に置 いてあったことを認識していなかった。●当該製品が置かれていたことに気づかず、使用者 が運転中の石油ファンヒーターを当該製品に向けて放置したため、当該製品が過熱されて内 圧が上昇し、破裂するとともに気化した可燃性ガスに石油ファンヒーターの火が引火したも のと推定される。なお、本体表示には、「暖房器具（ファンヒーターなど）の周囲は、温 度が上がり破裂する危険があるので置かない」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2014/03/17) |

| 経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品 名 | 事 故 通 知 内 容 | 事 故 原 因 | 経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日 |
|---|---------------------------|---|--|---------------------------------------|
| A201300757 2013-3672 2013/12/22 (事故発生地) 東京都 | 無線送受信機 (ラジオ コントロール玩具用) | 当該製品で玩具を操作中、操作してい た玩具が墜落・発火する火災が発生した 。 (火 災) | ○墜落炎上した模型飛行機は全長、全幅とも約2m (質量4.5kg) の競技用のもので あった。○当該製品の動作確認をした結果、異常は認められなかった。○模型飛行機に組み 込まれていたサーボモーターとバッテリーは、模型飛行機が焼損したために回収することが できず、調査することができなかった。○模型飛行機に組み込まれていた4つのサーボモ ターは独立しており、サーボモーター単体が故障しても他のサーボモーターの動作に影響し ないものであった。○事故発生時の事故現場付近は風が強かった。●当該製品で操作してい た模型飛行機の焼損が著しく、サーボモーターやバッテリーが確認できなかったため、操作 不能になった原因が天候や操作方法にあったのか、飛行機内で発生した不具合によるものか は特定できなかったが、回収された当該製品の動作に異常が認められなかったことから、製 品に起因しない事故と推定される。 (F 2) | (受付:2014/01/31) |